

茨城県国民保護計画の変更（案）について

1 変更する計画

茨城県国民保護計画

2 変更の背景

- ・ 国民の保護に関する基本指針の変更（平成 28 年 3 月）

3 主な変更ポイント

※更は記載を更新
新は新規追加

(1) 国民の保護に関する基本指針の変更関係

平和安全法制整備法の施行による事態対処法※の改正（法律名の変更及び条項ずれ並びに国の対策本部の名称変更）等に伴う用語の整理 更

※事態対処法：武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。
下線部は同法の名称変更部分。）

(2) 災害対策本部事務局体制の見直しに準じた変更関係

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害の検証等を踏まえた災害対策本部事務局体制の見直しに準じて、国民保護対策本部事務局体制を変更する。

ア 国民保護対策本部事務局各班の役割等の見直し

- 航空機を効率的に運用する調整を行うため、「航空運用調整班」を新設。新
- 事務局の活動記録を適切に残す体制を構築するため、総括班の機能に「記録」を明記する。更

イ 国民保護対策本部各部の見直し

対策本部各部について、地域支援局の廃止に伴い「地方部」を廃止し、「県立病院部」を新設する。新

(3) その他

薬事法等の名称改正，県地域防災計画等の改定に伴う用語の整理 更